

平成31年度保育エキスパート等研修事業委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 委託業務の名称

平成31年度保育エキスパート等研修事業委託

2 業務内容

別添「平成31年度保育エキスパート等研修事業委託仕様書」のとおり

3 委託契約期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

4 委託料上限額

105,515,850円（消費税及び地方消費税を含む。）
（金額は消費税10%で積算し、設定しています。）

5 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る知識と能力を有している者であること。
- (2) 常にセキュリティ対策を徹底し、万一の事故が発生した場合にも、迅速な対応を図ることができる者であること。

6 スケジュール

- (1) 参加意思表明書及び質問書の受付
平成31年2月12日（火）～平成31年2月19日（火）17時15分（必着）
- (2) 質問等に対する回答
平成31年2月21日（木）まで
- (3) 事業計画提案書の受付
平成31年2月12日（火）～平成31年2月27日（水）17時15分（必着）
- (4) 提案書の選定に係る審査会
平成31年3月中旬予定
- (5) 提案者への結果通知
平成31年3月下旬予定

7 提案にあたって提出する書類

「かながわ電子入札共同システム」ホームページ又は次世代育成課ホームページから次の各様式をダウンロードし、提出してください。

（次世代育成課ホームページ<http://www.pref.kanagawa.jp/div/1386/index.html>）

- (1) 参加意思表明書（様式1） 1部
- (2) 提案者調書（様式2） 6部（1部正本とし、残り5部は複写で可）

- (3) 事業計画提案書（様式3） 6部（1部正本とし、残り5部は複写で可）
- (4) 誓約書（様式4） 6部（1部正本とし、残り5部は複写で可）
- (5) 見積書 6部（1部正本とし、残り5部は複写で可）

* 見積書は任意様式ですが、内訳を記載し、詳細な経費の見積金額を記載してください。

* 選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

なお、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

8 提案書類提出の手続き

(1) 参加意思表明書受付期間

平成31年2月12日（火）～平成31年2月19日（火）（17時15分まで）

事業計画提案書の提出を希望する事業者は、必ず参加意思表明書（様式1）を提出してください。参加意思表明書が提出されていない場合は、事業計画提案書の受付はいたしません。

提出は持参又は郵送（配達証明付き。必着）とします。

(2) 質問受付期間

平成31年2月12日（火）～平成31年2月19日（火）（17時15分まで）

当該事業についてご質問がある場合は、FAXにて受付いたします。質問に対する回答は、平成31年2月21日（木）までに、参加意思表明書を提出した方にFAXにより送付します。

ア 提出書類 質問書（様式は任意）

イ 提出方法 FAX（045-210-8956）

ウ 提出先 福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課
保育・待機児童対策グループ

(3) 事業計画提案書類受付期間

平成31年2月12日（火）～平成31年2月27日（水）（17時15分まで）

提出は持参又は郵送（必着）とします。

(4) 提出先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

保育・待機児童対策グループ

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 県庁第二分庁舎 3階

受付時間は、平日（月～金）の8時30分～17時15分（12時00分～13時00分の間を除く）です。

9 選定方法

審査会を設置し、外部有識者を含む3名の委員により書類及びプレゼンテーションによる提

案内容の審査を行います。プレゼンテーションの実施日時等は、対象者に別途通知します。

(1) 提案の評価項目

審査基準	審査項目	審査基準
事業実施能力の評価	(1) 業務遂行能力	業務を効果的、効率的に遂行するための人員配置等の状況、業務遂行能力を有するか。
	(2) 業務に関する専門性	本事業の実施が可能と認められる専門的な知識を有するか。
	(3) 関連業務の実績	関連する業務について十分な実績を有するか。
	(4) 法令遵守体制	法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができるか。
提案内容の評価	(1) カリキュラム	各科目の研修カリキュラムやテキストの検討・作成業務を滞りなく、適切かつ円滑に行うことができるか。
	(2) 講師	各科目の研修を適切に実施するために、講師については、略歴、資格、実務経験、学歴等を照らして適切に選任できるか。
	(3) 研修内容	研修の実施にあたって、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせるなど、より円滑かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫がされているか。
	(4) 実施方法	研修の開催日、時間帯及び会場について、研修受講者が受講しやすい工夫・配慮がされているか。
	(5) 修了評価	修了評価を適切に実施できる仕組みになるように工夫されているか。
	(6) 設定金額	仕様書に基づき適切な金額となっているか。

(2) プレゼンテーション

ア 日時 平成31年3月中旬予定

イ 場所 県庁

ウ 事前に提出された提案者調書及び事業計画提案書（添付書類を含む）に基づきプレゼンテーションを行ってください。

エ 上記提出書類以外の資料を配布することは不可とします。

オ 審査委員からの質疑応答がありますので、質問に答えてください。

カ プレゼンテーションには、当該業務の責任者及び中心となる担当者が出席し、担当者が説明を行ってください。なお、質疑応答には責任者・担当者、いずれが答えても構いません。

キ プレゼンテーションの出席者は、3名までとします。

(3) 参加が無効になる場合

提出書類が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 応募資格を有しないもの
- イ 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの
- オ 委託料の上限を超えているもの

(4) 選考結果の通知

審査会の結果を踏まえ、選考結果を通知します（3月下旬予定）。なお、選考後、委託先として決定した者の名称及び事業の概要を県のホームページで公表します。

10 契約

委託先として決定された者は、県と契約を締結することとします。

委託先として決定された者が辞退した場合は、評価点の2番目に高かった者と契約を締結することとします。

契約期間中、次世代育成課と適宜協議を行いながら、業務を実施してください。

※ 応募のあった事業計画の内容や委託料の額については、調整を行う場合があります。

なお、県では、契約に係る県の予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。

このため、委託先として決定され契約する場合には取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

（業者調査への協力）

第〇条 発注者（神奈川県知事）が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者（委託先として決定された者）に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

11 その他留意事項

- (1) プロポーザル参加にかかる経費は参加者の負担とします。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しません。
- (5) 選定後、参加者名及び選定結果を公表します。

12 問合せ先・提出先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

保育・待機児童対策グループ

担当者 桐生

T E L 045-210-4663 (直通) F A X 045-210-8956